

定住促進 実施中

経済回復と町の自立のための政策をすすめています。

経済の活性化と人口8千人を目標に経済回復特別対策事業が進行中

昨今の経済的低迷から企業の倒産、農業所得の減少さらには観光客の減少により町内産業が元気をなくしている状況にあり、人口も横ばい傾向にありました。

その中で豊かな自然景観を守り、資源を有効活用しながら町がいかにか自立し生き残っていくかが課題となつていきます。

平成17年7月に制定した「定住促進条例」・「起業化支援条例」による新制度は、主に経済的自立のための方策であり、この制度によって町の定住人口の増加、産業の活性化と雇用の促進を図るものです。

定住促進制度としては、平成14年に施行した「美しい東川の風景を守り育てる条例」による「東川風住宅設計指針」に合致する戸建住宅を建築し定住する方に対し、町内で生産された木製家具や町内業者施工によるカーポート（指定区画に建築する場合）の補助を行います。

度では、ベンチャー企業の育成、農業の新たな展開、雇用増進などが図られています。

お問い合わせ 企画総務課政策室
☎ 2111（内28・229）

また、新たに事業を開始する人や新規分野での事業活動を開始する人などを支援する起業化支援制

新規住宅建設者
既存住宅所有者
平成15年7月を基準に建設後5年以内で経過年数を差し引いた残月数に対して1戸1カ月6千円を補助

事業内容 東川風住宅設計指針の基準を満たす住宅を新築（購入）する場合
町指定の区画内
①物置及びカーポートの設置を50万円以内で補助（ただし町内業者施工に限る。一部自己負担あり）
②木製家具購入補助（町内業者制作）

東川風住宅の条件 床面積は50㎡、240㎡とし、景観等へ配慮すべき一定の項目（壁・屋根・車庫等の外観・色・材質を指定）を設定しています。

マイホーム建築支援事業

定住人口の増加で活気あるまちづくり

東川風住宅設計指針を満たす住宅を新築（購入）する場合に町内家具及びカーポート・物置の設置費の一部を補助するこの事業。平成17年度は家具の補助が20件、指定区画でのカーポート等の設置補助が5件となりました。町では東川町土地開発公社とともに宅地分譲とあわせて事業のPRをはかりながら定住促進をすすめています。

事業内容 東川風住宅設計指針の基準を満たす住宅を新築（購入）する場合
町指定の区画内
①物置及びカーポートの設置を50万円以内で補助（ただし町内業者施工に限る。一部自己負担あり）
②木製家具購入補助（町内業者制作）

東川風住宅の条件 床面積は50㎡、240㎡とし、景観等へ配慮すべき一定の項目（壁・屋根・車庫等の外観・色・材質を指定）を設定しています。



東川風住宅



カーポート



木製家具

リフォーム支援事業

住宅の再活用支援

賃貸や簡易宿泊所として利用するため住宅等を改修する場合に補助する事業で、現在1件の農家住宅の改修が行われています。事業内容は次のとおりです。

内容 住宅の外観・構造補強・居住性の向上工事の工事費の3分の1以内で補助額を1戸500千円を上限とします。



定住情報提供事業

住みたい方・貸したい方の橋渡し

町内の賃貸アパート及び農家等住宅の空家・貸家の情報を所有者及び管理者と町が共有し、町内外からの入居希望者に対して情報を提供しながら定住促進をすすめるためのものです。市街地・農家地区の空家情報をお寄せください。

対象物件 町内にある即入居が可能なアパート・戸建住宅の空家・貸家
情報提供方法 町のホームページ・電話及び窓口紹介
申請方法 所定の申請様式によること。その他 申請に関する情報は企画総務課政策室（☎82-2111）まで問い合わせ願います。

空き家を貸したい方 戸建・アパートをお探しの方

町にお問い合わせてください

起業化支援事業

起業の支援で活力ある産業育成と雇用の促進

産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とし、町内で新たに事業を開始する場合や新たな分野の事業を行う場合にかかる費用の一部を補助する制度です。平成16年度は新たに4件が対象となりました。

内容 町内にて新規事業・新規分野での事業活動を行うもの、家屋の取得及び改修費、設備等取得費の3分の1以内を補助するもので1事業者1000千円を上限とする。

条件 起業者は1名以上の専従者がいる事業場を設置すること。

補助対象 家屋の購入費及び改修費、機械・装置・機器・器具、店舗用備品、パソコン等で使用するソフトウェアの

購入費等とし、業種は別途指定しています。

平成16年度起業化支援事業者一覧表

事業者名	代表者名 起業地住所	事業内容
カレーとコーヒーの店「まるめるの木」	村田 裕子 北町5丁目4	一般飲食店
ファームウイング	宇佐見 昇 南町4丁目3	農産物直売所
アグリテック・グリーンツアーズムナビゲーション	井上 佳和 1号北25番	体験観光ガイド
フレームイナバ	稲葉加奈子 西町8丁目11	出張写真店



カレーとコーヒーの店「まるめるの木」



平成16年度建設アパート一覧表(完成予定順)

アパート名	建築場所	間取(構造・用途)	戸当り家賃(円)	完成時期
シンシア	北町5丁目2	1L 4戸	1L 41 000円	完成済
		2L 1戸(メゾネットタイプ)	2L 62 000円	
クイーン2005	西町2丁目9	3L 4戸	3L 55 000円	完成済
大雪フラワーC	南町2丁目8	2L 2戸	2L 48 000円	完成済
		3L 2戸	2L 53 000円	
ノースシュライン	北町5丁目2	1L 2戸	1L 41 000・42 000円	H17.3月
		3L 2戸	3L 54 000・55 000円	
ウェストシュライン	西町4丁目5	1L 2戸	1L 41 000・42 000円	H17.3月
		3L 4戸	3L 54 000・55 000円	
メソンド・ルイ	西町3丁目9	3L 6戸	64 000円	H17.3月
Dandelion	西町4丁目5	1L 2戸	1L 41 000・43 000円	H17.3月
		3L 4戸	3L 57 000・59 000円	
マンションJOE	西町4丁目5	1L 4戸	1L 41 000・43 000円	H17.3月
		3L 4戸	3L 57 000・59 000円	
ディアライフ	西町2丁目12	2L 6戸(ペット可)	57 000・58 000円	H17.3月
カサレリア	西町8丁目6	3L 6戸	55 000円	H17.3月
			(メゾネットタイプ) 60 000円	

*完成済み及び建設中のアパートの入居に関しては町企画総務課政策室(☎82-2111)までお問合せ下さい。



北町5丁目「シンシア」(平成17年2月末完成)

賃貸共同住宅建設等支援事業

賃貸アパートを建設する方や平成15年7月より過去5年以内に建設されたアパートの持主に補助する事業で、平成16年度は10棟55戸の賃貸共同住宅が完成しました。

事業内容
新規住宅建設者
賃貸アパートを建設する場合には建設費の3分の1以内を補助
(1)町内業者建築1戸当り1800千円上限
(2)町外業者建築1戸当り1300千円上限

既存住宅所有者
平成15年7月を基準に建設後5年以内で経過年数を差し引いた残月数に対して1戸1カ月6千円を補助

条件
新築共同住宅はプレハブを除く1棟2戸以上で駐車場・物置完備
家賃は建設後5年以内に限り建設費の0.8%以内。
既存住宅所有者は補助額の3分の2以上を家賃に充当